○国土交通省告示第八百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0079＊ 00	R155　サイバーセキュリティー　三菱　155／ＧＮ０Ｗ―002	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第八百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0081＊ 00	R156　ソフトウェアアップデート　三菱　156／ＧＮ０Ｗ―002	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第八百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―3001	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＤＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気負圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気負圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気負圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気負圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気負圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気負圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―3002	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＡＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気負圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気負圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気負圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気負圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気負圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気負圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―3003	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＢＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気負圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気負圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気負圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気負圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気負圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気負圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 160 R 02／00＊0008＊ 00	R160　事故情報計測・記録装置　トヨタ　ＸＰＣ１（ＪＰ）	トヨタ　ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＮＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＱＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＵＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＷＸＮＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地